

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	166-1 男女共同参画推進啓発事業	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	41 あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	目	18	男女共同参画費
		細目	152	男女共同参画推進経費
		細々目	51	男女共同参画推進事務経費
行革大綱の重点事項番号		1		
担当部課名	コード	100900		担当者氏名
	名称	人権生活環境部人権政策・男女共同参画課		
		河野 慶子	連絡先	22 - 9632 (内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	行政職員・就学後の市民	※対象件数
成果(どうする)	ジェンダーの意識を払拭し、男女共同参画への理解を深めることができる。	
根拠法令・要綱等	男女共同参画社会基本法・伊賀市男女共同参画推進条例	
開始年度	平成 9 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業内容	審議会等への女性委員の登用拡大の啓発 男女共同参画情報紙の発行 企業に対する情報提供と啓発	
社会情勢の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体(委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
発行回数	回	目標	2	2	4	4
		実績	2	2		
企業訪問による啓発活動の訪問社数	社数	目標	150	150	150	150
		実績	171	180		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
女性委員の登用率	%	審議会等の改選時・新規立ち上げ時における女性委員数	目標	36.7	32.0	34.0	36.0
			実績	29.8	30.4		
「男は仕事」「女は家事・育児」と思わない市民意識の割合	%	啓発推進することによる固定観念を払拭していく市民の割合	目標	—	—	—	50%超
			実績	24.4	—		

投入コスト	直接事業費計(A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
Aの財源内訳	国庫支出金	1,010	1,069	960	960
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	1,010	1,069	960	960
事業投入人件費(B)		0.7人 5,040	0.7人 5,040	0.7人 5,040	0.7人 5,040
フルコスト(A)+(B)		6,050	6,109	6,000	6,000

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを担いきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	審議会等への女性委員の登用率が当初の目標値に達しておらず、その改善方法について検討する必要がある。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】 審議会等委員の女性登用率が伸び悩んでいる。	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	目標達成が困難な原因や背景を調査し、住民自治協議会をはじめさまざまな団体等への働きかけや啓発の手法・内容を検討していく。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 審議会等委員や住民自治協議会への女性登用について、人材を活用するための「伊賀市男女共同参画人材バンク」を設置し、「女性リーダー養成連続講座」修了生等を登録した。昨年は女性登用を積極的にすすめていくための準備を行った。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	大橋 久和
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 引き続き、意識改革のための啓発や主要なポストへの女性登用拡大につとめていく。
現時点における課題、その他	市民の男女共同参画意識は、徐々に高まりつつあるものの、まだまだ固定的な性別役割分担意識は強く、啓発に工夫が必要である。また、審議会等への女性委員の登用率については、目標値に達していないのが現状である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	市民への啓発については、情報紙「きらきら」の発行を年2回から4回に増やし、タイムリーな情報の提供や紙面、内容の充実に向けていくと、住民自治協議会への啓発の充実や働きかけを強めていく。また、審議会等への女性登用の拡大については、具体的に目標達成が困難な原因や背景を調査するため、本年度担当課にヒアリングを実施する。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	166-2 男女共同参画推進女性法律相談事業	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	41 あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	目	18	男女共同参画費
		細目	152	男女共同参画推進経費
		細々目	51	男女共同参画推進事務経費
行革大綱の重点事項番号		1		
担当部課名	コード	100900		担当者氏名
	名称	人権生活環境部人権政策・男女共同参画課		
		連絡先	22 - 9632 (内線)	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	法律的な相談を要する人	※対象件数
成果(どうする)	専門的かつ正しい助言を得ることができる。	
根拠法令・要綱等	男女共同参画社会基本法	
開始年度	平成 24 年度	関連事業
終了年度	平成 24 年度	
H23 事業内容	女性の弁護士による法律相談(予約制)	
社会情勢の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体(委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
相談回数		回	目標	6	目標	6
			実績	6	実績	6
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
相談者数		夫婦・親子・離婚など法律に関する問題で悩みがある方の相談を受ける	人	目標	24	目標	24
				実績	23	実績	25
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	Aの財源内訳	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計(A)		333	333	668	668
Aの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
一般財源		333	333	668	668
事業投入人件費(B)		0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720
フルコスト(A)+(B)		1,053	1,053	1,388	1,388

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを担いきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	女性の悩み全般を法律で解決することにより、女性の権利を擁護する。また、相談の中からDVやセクハラ等の問題の発見にもつながる。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	現在の相談ニーズに対応するためには、女性弁護士による相談日を増やす必要がある。なお、担当職員が研修等により資質向上に努め、関係機関と連携していくとともに女性相談員による相談体制の充実にも努める。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 法律相談の予約状況は100%であり、緊急性のある相談については、1枠に2人の相談を入れ対応した。担当職員はフレンテみえ開催の相談員研修に参加するなど資質向上に努め、女性相談員との連携を取りながら相談体制の充実にも努めた。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	大橋 久和
事業の方向性	【方向性】 拡大・充実 【理由】 昨年度までは、女性弁護士による法律相談を隔月(年6回)で実施していたが、毎回早々に予約が入り、ニーズに対応しきれない状況であった。また、相談内容には、緊急性のあるものが多く、潜在的ニーズもまだまだ相当あるものと考えられ、本年度から毎月(年12回)実施することとした。
現時点における課題、その他	法律相談枠を拡充し、よりタイムリーに、また、専門的な相談に対応できるようになったが、日常的な相談についても対応できるよう相談体制の充実にも努めていく必要がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	相談ニーズに対応するため、女性弁護士による法律相談日の拡大について、広く周知していく。また、担当職員が研修等の受講を通じて、資質向上に努め、関係機関と連携していくとともに、市の女性相談員による相談体制の充実にも努める。